

滋 障 福 第 944 号
令和6年(2024年)5月15日

県内各グループホーム管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

グループホームの適正な運営について（依頼）

平素は、本県の障害福祉の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、愛知県、名古屋市等において、グループホーム事業者の行政処分の方針が明らかとなったところです。

ついては、同様の事案が起こることがないように下記のとおり周知しますので、引き続き適切な事業所の運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 愛知県、名古屋市等のグループホームにおける不正事案

- (1) グループホームで知的障害や精神障害のある入居者から実費の3倍ほどの食材費を徴収し、残りを事業者の利益としていたこと
- (2) 勤務実績がない職員が働いていたように装うなどして障害福祉サービス等報酬を複数のグループホームで不正請求していたこと

2. 利用者から徴収できる費用

事業者は食材料費、家賃、光熱水費、日用品費およびその他日常生活費について利用者から実費相当分を徴収することができます。

事前に定額を徴収する場合は、期間等を定めて精算を行い、残額を利用者へ返還します。

- これらの支払を求める場合は、
 - ・あらかじめ運営規程にその費用の種類と額を定めて、見やすい場所に掲示
 - ・利用者（場合によってはその家族）に対し、費用についての説明を十分に行い、同意を得る。
 - ・費用の支払いを受けた事業者は、利用者に対して領収書を交付する必要があります。
- 記帳の徹底や複数管理体制の構築、鍵付きキャビネットへの保管等、細心の注意を払って確認・対応してください。
- 体験利用に関わる利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法によ

り、適切な額の支払を受けてください。

(1) 食材料費

食事提供に係る人件費は食材料費に含めてはいけません。また、食材料費については実費徴収でなければならない、先に食材料費を徴収する場合は、定期的に精算が必要です。

(2) 家賃

家賃の設定については次に掲げる事項を総合的に勘案し、対外的に合理的な説明ができ、かつ障害者が生活する上で支障のない実費相当額としてください。

➤ 考慮すべき事項

賃借料、定員数、建物の建築費、建物の耐用年数、部屋の広さ 等

(3) 光熱水費

光熱水費については、建物全体分を定員で按分するなど、適切な設定にしてください。また、先に光熱水費を徴収する場合は、定期的に精算が必要です。

(4) 日用品費

ここでいう日用品とは、トイレットペーパー、電球、洗剤等利用者全員が使用するいわゆる消耗品のことをいいます。どの物品を日用品費として徴収するかについては、利用者との合意が必要です。また、先に日用品費を徴収する場合は、定期的に精算が必要です。

【担当】

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係 関

電話：077-528-3544

Mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp